

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電話網移行円滑化委員会

第6回会合 議事録（平成23年10月19日）

1. 日 時： 平成23年10月19日（水） 10:00 - 12:00
2. 場 所： 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者： （委員）
東海主査、相田主査代理、井手委員、北委員、長田委員
（総務省）
原口電気通信事業部長、安藤総務課長、古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、
野崎電気通信技術システム課長、中沢番号企画室長、
木村事業政策課調査官、大村料金サービス課企画官、
山路電気通信技術システム課企画官、富岡事業政策課課長補佐、
大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、
東川番号企画室課長補佐
4. 議 題： （1）報告書骨子（案）について
（2）その他

○東海主査　それでは、定刻でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会の第6回会合を開催させていただきたいと思っております。

午前中のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、石井
委員は所用でご欠席でございます。北委員は、まだお見えではございませんが、交通事
情で少し遅れるということでございます。

これまで、本委員会では、関係者からのヒアリング等を踏まえまして、電話網移行の
円滑化のための政策の在り方について精力的に議論をしてきたところでございます。前
回は、それらを踏まえて論点整理の議論をさせていただきました。本日は、その際の議
論を踏まえて、とりまとめに向けた方向性を確認するという観点から、報告書の骨子
（案）をお手元に配付させていただいております。まず、事務局から報告書骨子（案）
についてご説明をいただき、その後、自由討議の時間ということにさせていただきたい

と思います。本日は、少し丁寧に御報告をいただくという形にお願いできれば幸いです。
思います。どうぞ、お願いいたします。

○大内事業政策課長補佐　それでは、お手元に配付しております骨子（案）につきまして、下線を引いておりますところを中心に、事務局から読み上げをさせていただきたい
と思います。

まず、ページをおめくりいただきまして、3ページ、第1章総論（ネットワークの在り方等）、1 コア網の電話網（PSTN）からIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方、（1）今後のネットワークの在り方でございます。

まず、ア 主な意見でございますが、NTT東西からは、「PSTNの果たす競争基盤やハブ機能を次世代ネットワーク（NGN）がそのまま引き継ぐとの考えは適切ではない」との意見が示されている。その理由として、NGNは多様なネットワークの一つに過ぎないと考えられること、サービス提供事業者に対して設備構築事業者の設備コストが確実に回収できることを前提とする競争ルールの確立が必要であることが示されております。

他方、競争事業者からは、「PSTNにおける競争ルール等は原則としてNGNにおいても維持されるべき」との意見が示されており、その理由としまして、NGNにおいてもサービス競争を一層促進するための方策が講じられるべきであること、また、IP網への移行後に現在のPSTNが担っているハブ機能が維持されない場合、事業者間接続が非効率になると考えられることが挙げられているところでございます。

こうした意見に対する考え方のご案内でございますが、現在、NTT東西のPSTNは、基本サービス、競争基盤及びハブ機能の提供を通じ、ほぼすべての利用者及び事業者にとって不可欠な基本的役割を担っています。NGNは、過半数のシェアを占めるアクセス回線との一体不可分性等を踏まえ2008年から第一種指定電気通信設備に指定されており、また、NTT東西は「概括的展望」においてPSTNからIP網への移行につき責任を持って進めていくとの考えを表明しており、基本サービスの継続的提供を担保する基盤として、NGNの利用が想定されていると考えられます。こうした点から、NTT東西のNGNは、多様なサービスを効率的かつ安定的に提供することが可能な基幹的なコア網としての役割が期待されていると考えられるのではないかと、今後、NGNがPSTNの基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが必要であり、その上で、公正競争環境の整備等の観点から生じる種々の課題について中長期的なスパンで

速やかに検討していくことが有益と考えられるのではないかとしております。

(2) 検討の基本的視座。PSTNからIP網への円滑な移行を確保するためには、「移行期」及び「移行後」において、関連する制度、技術、利用者対応等に係る課題を重層的に解決していくことが求められます。その際、多種多様な課題が生じると想定されるが、当該課題の「横串」となるような基本的な視座を関係者が共有し、課題の解決に際して参照していくことが有益と考えられるのではないかとしております。

以下、3つの基本的視座を提示するものでございまして、まず、①「継続性」でございます。IP網への移行後も、利用者が過度の追加的負担なく、可能な限り現在の利用形態を維持できるようにするための環境づくりが求められ、またサービス競争の促進の観点から必要と考えられる範囲で、その実現にかかるコスト面にも配慮しつつ、NGN上においても公正競争環境を確保していくことが求められると考えられるとしております。さらに、利用者利便の向上を促進する観点からは、少なくとも移行期においては、NGNが一定のハブ機能を担っていくことも考えられるとしております。

②「予見性・透明性」でございます。NTT東西はIP網への移行に関する具体的計画について、関係する利用者や事業者に対し、明瞭かつ早期に提示することが求められ、これにより、利用者が一定の予見性に基づいて自主的に移行することが可能となり、関係事業者においても、種々の課題の迅速な解決が図られるようになり、移行の円滑化が進展していくことが期待されることとしております。

③「発展性・柔軟性」につきまして、円滑な移行を図る観点からは、IP網ならではの特質を活かした魅力的なサービスが提供されることにより、既存のサービスを円滑な形で代替していくことが重要となる。このため、上位レイヤを含む多様な事業者の参加を促す柔軟な環境を実現していくことも有効であるとしております。

(3) その他の関連ネットワークの移行が与える影響についての主な意見でございますが、NTT東西からは、「アクセス回線について、現時点で明確な展望を示すことは困難」との意見を示し、その理由としまして、サービスをどのように代替するかは、今後の需要動向や技術変化等を踏まえて検討する必要があること、仮に現在のメタル回線をIP網に收容する場合、利用動向、收容装置の機能等、サービスの料金見通し等の多様な観点からの検討が必要であり、現時点で一定のスケジュールを設定することは困難であることとの理由が示されております。

他方、競争事業者や消費者団体等からは、「アクセス回線の移行について、早期に今

後の展望が示されるべき」との意見が示されているところをごさいます、その理由としまして、アクセス回線の移行計画が示されないと、関連事業者の事業運営が困難となり、又は利用者料金の上昇につながるおそれがあること、一般消費者からすれば、アクセス回線の移行等に伴う消費者への影響等について、早期かつ十分な周知が必要との意見が示されております。

これに対する考え方でございますが、まずアクセス回線の移行に係るスケジュールについてでございます。アクセス回線の移行に関する現行ルールとしては、撤去の4年前までに撤去の事実を接続事業者へ周知することが求められている（いわゆる「4年前ルール」）のほか、一般的な消費者保護ルールに基づいて、サービス廃止時には、少なくとも1カ月以上前の周知が関連ガイドライン上で推奨されているところです。今般のコア網のIP網への移行は、電気通信サービスの利用環境や競争環境全般に影響を及ぼすものであり、利用者及び事業者との関係で、移行計画について可能な限り予見性・透明性を確保していくことが求められるため、アクセス回線の光化に係るスケジュールの明確化が課題となるのではないかと考えます。アクセス回線のメタルから光への移行は、現時点で移行計画を明確に示すことが難しいという指摘がある。他方、コア網を移行させる過程で、光化が進展すると見込まれることも踏まえれば、アクセス回線の移行スケジュールを示すことはある程度可能であり、移行の予見性を高める上で必要であると考えられるのではないかと考えます。以上から、アクセス回線の加入光ファイバ回線への移行について、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが適当と考えられるのではないかと考えております。

続きまして、モバイル通信の普及がIP網への移行に与える影響でございます。モバイル通信の普及により、固定ブロードバンドサービスの一部を代替する環境が整備されつつあると指摘されている。他方、モバイル通信の大容量化に伴い、回線容量が不足するおそれから、中期的には固定ブロードバンド回線へのオフロード等が検討されているなど、新たな課題への対応が求められている状況にあります。以上から、今後、モバイル通信の利用動向等の変化が固定市場における競争環境や代替サービスの在り方等に与える影響について、精緻に分析していくことが求められるのではないかと考えております。

続きまして、2 NTT東西の「概括的展望」についての意見でございますが、「概括的展望」の全体像につきまして、NTT東西は、「概括的展望に基づいて利用者等に計画的な移行を促したい考えである」としている。他方、競争事業者や法人利用者等から

は、「個別サービスの終了時期、代替サービスの内容、具体的な移行方法、料金水準等の具体的内容について、NTT東西からの更なる情報開示が必要であり、それに基づく妥当性についての精査が必要である」との意見が示されております。また、移行スケジュールについて、NTT東西からは、「交換機の装置寿命を踏まえれば、移行完了時期を2025年頃よりも遅らせることは困難であるが、今後の市場環境の変化等に応じ、関係者との合意が得られれば、計画の前倒しを行う可能性は否定されない」としております。他方、競争事業者からは、「移行開始を前倒しし、短期間での移行を目指すべき」との意見が示されておりますが、法人利用者からは、「移行開始を後ろ倒しし、長期間での移行を目指すべき」との意見も示されております。また、競争事業者等からは、計画全体の弾力的実施に対する要望も寄せられております。

この点に関する考え方でございますけれども、「概括的展望」の全体像に関し、二重投資に起因する過度のコスト負担や移行最終段階における混乱を回避することが有効であることから、今後も、適時適切なタイミングでNTT東西より更なる情報開示が行われることが適当ではないか。今後も、情報開示が積極的に行われていくことが望ましいのではないかと。また、移行スケジュールの妥当性を判断するに当たっては、ハード面のみならず、ソフト面についても総合的に勘案した上で、各サービスに関しいつまでに何をすべきかについて、可能な限り明確化が図られるようにすることが求められるのではないかと。この点について、NTT東西が示している移行計画は、柔軟な対応が可能となるよう移行期間を設定したものであり、一定の妥当性が認められる。しかしながら、各サービスの廃止時期等の詳細が明らかになっていないなど、関係者が実際に移行する上で十分な計画とはなっていない。また、今後の技術動向や市場環境の変化によっては計画自体が見直される可能性もある。以上から、NTT東西においては、現在の計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていく必要があると考えられるのではないかと。移行の円滑化を図る観点からは、少しでも多くの関係者が「受動的移行」ではなく「積極的移行」を行うよう促すことも重要である。可能な限り早い段階から、積極的移行を促進するための方策を講じた上で具体的な移行計画を示すことにより、代替サービス等に自主的に移行する環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくことが求められるのではないかとしてしております。

続きまして、関係者による合意形成ということで、事業者間協議についてでございます。この点についての主な意見でございますが、NTT東西は、「接続事業者等に広く

参加を呼びかけた上で、参加を希望する事業者及び総務省との間で定期的に協議を行う」こととしております。他方、競争事業者等からは、「協議には可能な限り多くの関係事業者が参加できるようにすべき」、また、「総務省の積極的な参加を確保すべき」等の意見が寄せられているほか、一部の法人利用者からは、「具体的な移行計画に係る大口利用者等とNTT東西の間の意見調整を行うことが必要である」との指摘もございました。また、基礎的自治体からは、「自治体は、NTT東西と適切に連携することが望ましい」との意見も示されております。

この点についての考え方でございますけれども、コア網に移行について、NTT東西や接続事業者といった関係者が協議を通じて現状認識や課題を共有することは、予見性・透明性の観点から有効であり、移行の円滑化に資する。移行の柔軟性を確保する観点からも、計画を調整することが可能と考えられる早期から協議を行っていくことが望ましいのではないか。また、協議の体制については、NTT東西及び接続事業者等の事業者間協議とすべきであるが、主務官庁である総務省が引き続きオブザーバー参加することにより、利用者視点を踏まえつつ協議の進展を注視していくことが適当ではないか。その際、可能な限り多くの関係者が参画できる環境を整えていくことが望ましいのではないか。また、合意の具体的内容については、関係主体がいつまでに何をすべきかにすいて明確化が図られることが期待されるのではないかと。なお、基礎的自治体は、適時適切に情報が共有されるようにしていくことが有益と考えられるのではないかとしております。

続きまして、第2章 利用者対応でございます。

1 円滑な移行に向けた取組についての主な意見でございますが、NTT東西からは、「ダイレクトメールや請求書同封物等による周知を行い、特に法人利用者に対しては、必要に応じて個別訪問等の対応を行う」との考えが示されております。競争事業者からは、「具体的な移行計画に関して、可能な限り早期に利用者周知を行うことが必要」、また、一部の事業者、消費者団体からは、「移行に関係するサービスの提供主体がそれぞれに周知を実施すべき」との意見も示されております。さらに、競争事業者及び法人利用者からは、「利用者に過度の負担が生じることがないように十分な環境整備を行うべき、また、相互運用性等を確保すべき、積極的移行を行うよう促進すべき」といった意見も示されております。

この点についての考え方でございますけれども、IP網への移行は、円滑な移行を実

現する観点から、可能な限り早期から利用者周知を行っていくことが有効、下記のような利用者像を共有しつつ適切な対応を講じることが求められるのではないかとした上で、一般利用者については、移行の認知度は低いと想定され、移行計画や内容を説明することにより、自主的な移行を促進することが適当なのではないか。また、法人利用者については、メリットを感じない者が多く存在することも踏まえ、小口・大口利用者との協議等の対応を通じ、移行への抵抗感を減らしていく努力が求められるのではないか。周知の内容については、公表可能となった段階から、順次、提供していくことが求められるのではないか。また、移行が不可避な取組であるという面だけでなく、サービスがより良いものとなるという面についても利用者から十分な理解を得ることが、利用者の積極的移行を促進する観点から有効である。利用者に対し、あらかじめ代替サービスや低廉な端末等に関する情報が開示され、それらを選択できる環境を整えていくことが求められるのではないか。IP網への移行の円滑化の観点からは、移行計画の周知に加え、例えば、下記のような多様な取組を含む包括的対策を講じていき、今後、適宜のタイミングで、求められる対策を追加していくことが求められると考えられるのではないかとした上で、以下、体制の整備、計画の策定等についての計画の案を示したところでございます。

2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性についての主な意見でございますが、NTT東西は、「PSTNで提供している基本的なサービスについてはIP網への移行後も提供を継続するが、その他のサービスについては、交換機等の装置寿命によりIP網での提供が困難なものや需要の減少が見込まれるため、IP網への移行に伴い、又はIP網への移行に先立ち提供を終了する」としている。「現時点では、「概括的展望」で示したサービス分類の見直しは考えていない」との意見が示されております。他方、競争事業者等からは、「現在のサービス分類について、今後、必要に応じて見直す必要がある」との意見も示されております。

この点についての考え方でございます。NTT東西は、加入電話や緊急通報等の社会的需要が高いサービスについては、移行後も提供を継続する一方、契約数の減少や関連機器の装置寿命を迎えるサービスについては、代替サービスの提供を視野に入れつつ、順次廃止するとしている。ヒアリング（平成23年9月20日第5回会合）においては、一部のサービスについて、より具体的に提供廃止の背景となる考え方が示されたところである。このように、複合的な要因を踏まえた上でサービス分類が行われることについて

ては一定の合理性が認められ、これを直ちに直すべきとまではいえないものと考えられるのではないかと。他方、今後の利用動向等によっては、現時点のサービス分類について、見直しを行う必要性が生じる可能性がある。したがって、各サービスについて、社会的役割や利用実態等を定点的に把握することにより、必要に応じて分類の見直しを行う可能性も残しつつ、検証を続けていくことが求められるのではないかと。移行に係るサービス分類が客観的なデータや具体的な利用実態に基づいて行われることが、利用者の理解の得やすさに繋がると考えられることから、NTT東西は、分類の基となる考え方について、引き続き、可能な限り公表していくことが求められるのではないかとしております。

続きまして、3 各サービスに係る課題。まず、(1) 移行後も維持されるサービスに係る課題についての意見でございますが、競争事業者等からは、「低廉な料金を維持すべき」との意見が示されている一方、NTT東西からは、「インターネット未利用者や低利用者に対して使いやすい料金設定を提供していく」との考えが示されているところです。また、緊急通報の品質について、NTT東西からは、「基本的にはひかり電話で代替可能であるが、現在対応していない接続機能（回線留保、呼び返し等）についても今後検討していく」との考え方が示されております。競争事業者等からは、「実現方法や接続の技術仕様について、関係事業者や総務省等の間で検討を行っていくべき」との意見が示されております。

この点についての考え方でございますが、NTT東西がIP網への移行後も提供を維持するとしているサービスは、需要が大きく、社会的重要性が高いものが多い。移行の円滑化を図る観点から、その提供条件についても、一定の継続性を確保していくことが望ましいのではないかと。NTT東西は、IP網への移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者が利用しやすいものにするように努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限り分かりやすい形で提示していくことが求められると考えられるのではないかと。

なお、参考として、停電時の局給電についての記述でございますが、現在のPSTNを利用する固定端末においては、停電時にも通信に必要な電力がNTTのアクセス回線を通じてネットワーク側から供給されるため、一定時間内の通話が可能である一方、NGNで光アクセスを利用する固定端末においては通話ができない場合がある。こうした停電時の局給電の扱いについてどのように考えるかが課題であるとの指摘がある。多く

の利用者は、緊急時において局給電による通話が可能かどうかについて、認知していない場合も多い。したがって、当面の間は、局給電の利用可能性等に関する周知を行うとともに、実際の利用のしやすさを含めた課題について整理していく必要がある。中長期的には、音声通話以外の通信手段の充実やネットワーク耐災害性の向上等、緊急時における通信手段を確保する観点から多角的な検討が必要であることから、総務省で現在進められている「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、適切な対策が講じられるべきではないかとしております。

続きまして、(2) 廃止されるサービスに係る課題についての主な意見ですが、NTT東西からは、「IP網への移行に先立ち廃止するサービスの具体的な廃止時期や代替サービスを提供する場合の提供時期・条件といった具体的な移行方法や利用条件については、利用者対応を踏まえて責任をもって決定していく」との考えが示されているところです。また、競争事業者等からは、「早期の情報開示が必要である」とした上で、代替サービスについては、「設備競争を通じて多様な主体による提供可能な環境を整備すべき」との意見が示されているところです。なお、ISDNを利用する法人利用者からは、「ISDNと同等の料金水準の設定や端末・工事等に係る費用負担の低減」に関する要望が寄せられており、NTT東西からは、「更改時期に合わせて利用者負担により対応を促していく」との考え方が示されているところでございます。

この点についての考え方でございます。IP網への移行に伴って既存のサービスが廃止される場合、代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択を増やしていくことが有効ではないか。代替サービスについては、他事業者を含めた競争環境下で多様なサービスが選択可能となることが望ましいことから、NGNの一層のオープン化等を通じ、多様な主体によって多様なサービスが提供されうる環境を整備していくことが必要ではないか。積極的移行を促す観点から、関連事業者においては、利用者負担を可能な限り抑制するための継続的な努力が求められるのではないかとしております。

(3) その他の課題。NTT東西からは、光回線の引き込み工事が困難である物件(ペンシルビル等)について、実態把握や技術的対応を行う等の対策を講じていくとの考え方が示されている一方、競争事業者からは、光化に伴う利用者の費用負担については、可能な限り避けるべきとの意見が示されております。

この点についての考え方でございます。NTT東西において、利用者周知や訪問工事の弾力化等の方策を講じることが有効なのではないか。また、代替サービスの提供条件

によっては、既存サービスを代替する上で必要のないサービスの契約を求められる場合もあることから、利用者負担を軽減するための方策について検討していくことが求められるのではないかと。なお、雑居ビルやペンシルビル等に係る課題については、個別訪問等も含めた効果的な利用者周知の在り方について検討することが求められるのではないかとしております。

続きまして、第3章、事業者対応。1 PSTNにおける競争環境の維持、(1) コア網のIP網への移行に対応したコロケーションルールの在り方について、まずコロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法（電気料算定）の見直しについての意見でございますが、まず接続事業者からは、「設備の全撤去ではなく部分的な撤去を行う場合に、合理的な範囲で効率的に設備撤去可能となるよう、コロケーションリソース返却に係る手続を簡素化し、接続事業者のインセンティブを向上させる運用ルールの見直しが必要不可欠である」旨の意見が示されているところです。NTT東西からは、「収容局設備の安全性等を維持する観点から、個々の装置の最大電力量で契約を行うことで、最大電力を超過しないよう管理しているため、減設した設備に基づく電気料を算定するにしても、減設したカードに誤って電流が流れないよう「物理的な対応」が必要である」旨の考え方が示されているところでございます。

この点についての考え方でございますが、PSTNからIP網への移行の進展により、コロケーション設備の稼働部分が限定的となるものも増えると考えられる。このような状況は、IP網への移行が加速するに従い、全国的に発生することが想定されることから、接続事業者が設置するコロケーション設備の実際の使用電力に応じて電気料を計算することは、効率的な設備利用に繋がると考えられるのではないかと。他方、全ての事業者において自らコストをかけてメータを設置し使用電力量を実測することが可能とは必ずしも言えない。また、使用しないスロットに物理的な措置を加えて使えなくすることを条件に減設した設備に基づく電気料を算定するという方法についても、設備の価値を不可逆的に減じるという点と柔軟性の観点から必ずしも妥当であるとは言えないのではないかと。以上の観点を踏まえ、コロケーション設備に係る電気料の扱い（「申込電力」の考え方）を柔軟化することが適当ではないかと。また、柔軟化の検討を行う際には、接続事業者に対し、発火、発煙などが生じることのないよう保全措置をとる旨求める規定が接続約款に盛り込まれていることにも十分留意することが必要ではないかとしております。

続きまして、イ コロケーション設備の撤去に伴う、いわゆる「6カ月前ルール」の見直しについてでございます。主な意見としまして、接続事業者からは、「今後設備撤去の増加が見込まれること等から、設備効率化及び円滑な移行促進の観点から、接続事業者側の移行へのインセンティブを促進させるルールを策定すべき」旨の意見が示されており、6カ月前ルールの見直しが求められております。他方、NTT東西からは、「6カ月間を要するという運用ルールは、転用に要する平均的な期間である6.4カ月を踏まえて設定しているが、関係事業者間の意識合わせの場で事業者からの意見をもとに検討する」旨の意見が示されております。

この点についての考え方でございますが、コロケーション設備の利用を接続事業者側から解除する場合、撤去工事の進捗にかかわらず、撤去通知後6カ月間設備使用料等の支払いを要する。既存のメタル用コロケーション設備を撤去し、新しく光用コロケーション設備を設置する場合でもあっても、撤去通知後6カ月間は設備使用料の支払いを要することに加え、光用コロケーション設備に係る費用も別途支払うこととなる。現在の「6カ月前ルール」は、実際の設備が転用されるまでの期間を把握することが困難であることから、NTT東西が2007年度に行った特別調査に基づいて算定された数値である。他方、IP網への移行の進展に伴い、今後、多くの接続事業者が全国的にコロケーション設備の撤去や二重設置、入替えを行うことが想定されるのではないかと。こうした設備撤去、入替えが全国規模で進むと、一時的にコロケーション設備の撤去に伴う費用と新たな設置に係る費用の両方を負担するケースが増えると想定されるのではないかと。したがって、接続事業者の移行へのインセンティブを確保し、IP網への移行を円滑化する観点から、まず実態に係るデータを収集し「6カ月前ルール」の妥当性の検証を行うことなどにより設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取組を行うことが適当ではないかと。その際、加入光ファイバ回線を利用するための設備が小型化していること等も踏まえると、今後IP網への移行が進展すると、NTT局舎内のコロケーションスペース自体の空きも出てくると考えられることから、「転用に要する平均的な期間」という考え方を含めた見直しも必要となると考えられるのではないかとしております。

続きまして、スペースに空きがない場合の増設の義務化や、手続の簡素化、リードタイムの短縮化についての意見でございます。接続事業者からは、「円滑なIP網への移行を確保するためには、新旧サービスの並存期間に双方の設備を設置可能なスペース等をNTTビル内に確保することが必要であり、空きがないとの理由によりコロケーショ

ンが不可能となるビルが存在した場合、光サービスの展開が遅れ、結果として円滑な移行ができなくなる」旨の懸念が示されている。このため、「コロケーションスペースに長期間空きがない、いわゆるDランクの場合に、NTT東西の管理部門に対してスペースの増設を義務づけること、また、申込手続を簡素化すること、リードタイム（設備の申込から開通までの時間）を短縮化すること」が求められているところでございます。

それぞれの点についての考え方でございますが、まずコロケーションスペースに長期間空きがないDランクのケースの対応でございます。NTT局舎にコロケーションを行うためのスペースがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できないのではないかと。現状、空き状況については、NTT東西のウェブサイト等を通じて局舎における配分上限値の設定を行っていますが、空きスペースがない（Dランク）局舎の対応については具体的に規定されていない。他方、コロケーションスペースがDランクとなっているNTT局舎の割合は全体の数%に留まっており、2006年度以降大きな変化はないということで、下記注のとおり、2006年12月末時点での数字を示しております。戻っていただきまして、加入光ファイバ回線を利用するためのコロケーション設備が小型化していること、PSTNにおける収容設備が小型化していることも踏まえると、IP網への移行が進展すると、NTT局舎内のコロケーションスペース自体の空きも出てくると考えられる。こうした状況を踏まえると、まずは、総務省において、NTT局舎のうちどの程度が長期間Dランクのままとなっているかといった点について具体的に把握することが適当ではないか。その上で、Dランクとされた局舎におけるNTT東西の取組も踏まえ、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当ではないか。なお、コロケーションスペースの増設を単純に義務化することは、結果としてコロケーション料金の上昇としてはね返る可能性があるため、必ずしも適当ではないのではないかと。むしろ、数カ月先の設備計画をNTT東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべきではないかと。

②コロケーションに係る申込手続の簡素化について、装置の入替えにより既存のコロケーションスペース、条件と異なる利用を行う場合、契約の廃止・新規申込で違約金が発生するという点については、接続事業者の実態を踏まえた上で、簡素化に向けて必要な検討を行うことが適当ではないかと。

続きまして、リードタイムの短縮化については、接続約款において設備設置申込を受けて工事に着手した日から完了するまでの期間が規定されていることから、この規定が適切に遵守されているか、申込の受理以前の段階で課題が現に生じていないかなど、まずは現状を把握することが適当ではないかとしております。

(2) マイラインの現状についての主な意見でございますが、マイラインサービスを提供する接続事業者からは、「PSTNにおいて実現しているマイライン等の競争サービスについて、NGN上における実現性を講ずるべきである」との意見が示されており、NGNにおけるOAB-JIP電話サービス実現のため、帯域制御機能のアンバンドルの実現が求められております。また、「マイライン等のサービスがNTT東西に巻き取られるといった独占化を助長することは避けるべき」旨の意見もございます。NTT東西からでございますが、「PSTNからIP網への移行に際しては、IP網同士の直接接続や双方向番号ポータビリティの実現に関する課題のほかにも、マイラインの取り扱いが課題となる。顧客ニーズや他事業者のサービス提供状況等をよく見た上で検討していく必要がある」旨の見解が示されております。

この点についての考え方でございます。中継電話について、IP網への移行の進展とともに、NTT東西加入電話の契約数が減少傾向にある中、中継電話市場自体も縮小傾向にある。マイラインの扱いは、IP網への移行が進む過程において、PSTNにおける競争環境をどう評価し、その競争環境がどうあるべきかを検討するための一例と位置づけることも可能ではないか。「マイライン」「マイラインプラス」の競争状況については、ユーザの負担の大きさと比較し、マイライン事業者が提供しているサービス料金は2003年度以降ほとんど変化が見られない。また、NGNにおいて提供されるOAB-JIP電話については距離に依存しない料金体系となっているなどPSTNとは異なる競争環境となっている。NTT東西による事業者間の意識合わせの場でもIP網同士の直接接続に向けて事業者同士の議論が今後進められることとなっている。こうした点を評価・勘案すれば、まずはユーザニーズやNGNにおける電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、IP網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当ではないかとしております。

続きまして、(3) メタル回線のコストの検証でございます。NTT東西からは、「接続料は実際の設備に係るコストを負担する実績原価方式で算定することが基本であり、ドライカップの接続料については、引き続き、できる限りのコスト削減に努めていく。

しかし、その努力を前提としても、需要減が激しく、接続料が上昇していくことが想定されるため、NTT東西のメタル回線を利用する各事業者には、NTT東西の利用部門と同様に、利用に応じて負担することはやむを得ない」との考えが示されております。接続事業者からは、「レガシー系サービスの接続料について、ユーザ利益を阻害しないよう抑制すべきであり、例えば、未利用のメタル回線コストを算定上控除するなど、移行が完了するまでの間の暫定的な抑制措置を講じるべき、また、欧州同様、政策的にプライスカップ等を導入し、低廉化を図るべき」との意見が示されております。

この点についての考え方でございますが、PSTNからIP網への移行は、本来アクセス回線の移行と必ずしも直接的な関係はないものの、メタル回線とPSTN、光ファイバ回線とIP網は、連携して機能していることから、間接的な影響を受けることとなるのではないかと。現在、接続事業者は、DSLサービスや直収電話サービスを提供しており、移行に伴い、こうしたサービスの提供を支えるドライカップやラインシェアリングに係る接続料に実質的な影響が生じているのではないかと。こうした状況について、2つの考え方を示しておりますけれども、まず、メタル回線に係る接続料の上昇が接続事業者のIP網への移行を促進するとの主張もある。これは、利用が減少すれば接続料が上昇することとなるのはやむを得ないことであるため、接続事業者が自らの判断でPSTNからIP網へ移行するインセンティブが働き、これが加速する可能性があるとの考え方です。他方、もう一つの考え方でございますが、接続事業者からは、「光サービス市場への移行もできないままレガシー市場に留まらざるを得ない一方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は、単にコスト負担増につながるだけであり、利用者に対しても大きな損失を与えることとなる」旨の懸念が示されております。これは、メタル回線の今後の位置づけやメタル回線の移行スケジュールが必ずしも明らかではないため、接続事業者にとって予見性が高まらない状況にあることから、光サービス市場において十分な競争環境が整備されていないとの認識とあわせ、接続料の上昇について懸念が示されているものです。

IP網への移行を進めるに当たっては、次のページの3点でございますが、予見性と継続性を重視し、PSTNのIP網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となるのではないかとしております。以上を踏まえ、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサ

ルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当ではないかとして、参考としまして、37ページに、論点整理でもお示ししました参考情報を載せているところがございます。なお、その際には、IP網への移行の進展に伴い「未利用」の意味が変化している点、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等について留意すべきではないか。また、このことは、PSTNからIP網へ移行の進展状況やメタル回線の移行に係る情報が十分に開示された後まで恒常的な対応を必然的に求めるものではないことに留意することが必要ではないかとしております。

続きまして、(4)メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方についてでございます。これは下記注にあるとおり、接続約款上、「4年前ルール」が定められていることについての主な意見でございますけれども、接続事業者からは、「メタル撤去の有無も含めた移行計画及び代替サービスの提案が不明瞭のままでは事業運営の見通しを立てることもユーザへの対応を考慮することも困難」との意見や、「最低でも3年前には局舎単位でのスケジュールを明示すべき」との意見が示されているところがございます。NTT東西からも、「「4年前ルール」にかかわらずアクセスのマイグレーションが決定した段階で速やかに接続事業者の説明する」旨の考えが示されております。

この点についての考え方でございますが、予見性・透明性を向上させるという点ではNTT東西及び接続事業者の間では見解の相違はないと考えられるのではないかと。 「4年前ルール」自体は、個別の回線を撤去するケースを射程としていると考えられますが、PSTNからIP網への移行に伴い、間接的・実質的にメタル回線の移行も進むと、同様の撤去が全国でより大規模に進められることが想定されるのではないかと。この点、3年前の局舎単位での情報提供につきまして、現時点ではPSTNからIP網への移行においても局舎単位で移行を行うとまでは説明されておらず、メタル回線についてのみ先んじて局舎単位で情報提供を行うことは困難な状況と考えられるのではないかと。以上を踏まえ、例えば「代替サービス」の提供可能時期（現在は撤去時まで）、また、「代替サービス」が提供可能な状態にある場合におけるメタル回線の撤去に関する情報提供時期（現在は1年前）などについて今後の移行の進展を見据えた所要の明確化を図ることが

適当ではないかとしております。

続きまして、28ページに、NGNにおける競争環境の整備、(1) PSTNとNGNにおける公正競争環境の在り方についての主な意見ですが、接続事業者からは、PSTNにおけるこれまでの競争政策は、NGNにおいても維持されるべき。NGNについては、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべき。IP網における競争を促進しつつ、IP網への移行を加速するための接続ルールを早期に整備する必要があるとの意見が寄せられております。他方、自ら設備を設置する競争事業者等からは、「接続ルールが接続事業者に過度に有利なものになれば設備競争をかえって阻害するおそれがあるため、拙速な接続ルールの見直しを行うべきではない」、このような意見も寄せられております。NTT東西からは、以下のような理由で、「電話時代に整備された競争ルールをNGNに持ち込む必要はない」旨の見解が示されているところでして、各事業者が独自のネットワークを構築していること、NTTのNGNは、多様なネットワークの一つにすぎないことといった理由が示されております。

この点についての考え方でございますけれども、PSTN及びメタル回線については、第一種指定電気通信設備に指定されている。これにより、ドライカップ、ラインシェアリング、GC・IC接続機能等を利用して、直収電話、DSL、マイライン等の多種多様な競争的サービスが提供されている。これに対し、同じく第一種指定電気通信設備に指定されているNGN及び光ファイバ回線においては、PSTNやメタル回線において実現している接続ルールに必ずしも対応していない面がある。この点、PSTNとNGNはネットワーク構成や概念が異なるためPSTN及びメタル回線における競争環境と全く同等である必要はないとの指摘もなされているが、PSTN又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かない点や、事業者の積極的なIP網への移行が妨げられないことが重要である点に加え、NGNならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られる点が重要であることから、NGN又は光ファイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要があると考えられるのではないかとしております。

(2) NGNにおける伝送機能のオープン化についての主な意見でございますが、接続事業者からは、「NGN開始から3年が経過したものの、必ずしもオープン化が十分なされていないため、サービス競争ができない状態である」旨の指摘がなされております。また、地域の接続事業者からは、「現在のNGN中継局接続に係る相互接続点は東

京など大都市に限定されており、接続事業者が用意しなければならない伝送路費用の負担が大きいことなど、それから、他事業者との公平なサービス競争に支障を来す」旨の懸念が示されているところです。他方、NTT東西からは、「各事業者は独自のIPネットワークを構築・サービス展開しており、利用者は複数の通信事業者のネットワークを自由に選択可能である」、また、「相互接続点の新設について他事業者から要望が寄せられた場合には協議に応じ、実現の可否について検討していく」旨の考え方が示されております。

この点につきまして、30ページ、考え方でございますが、現在、NTT東西のNGNの中継局接続機能を利用する接続事業者は存在しないが、今後PSTNからIP網への移行が進展すると、NTT東西と他事業者のIP網同士の直接接続が増加すると想定されるのではないかと。他方、現在の中継局接続機能は料金面が定額制である点でNGNにおけるIGS接続機能やPSTNにおけるGC・IC接続機能と異なっており、この点がIP網同士の直接接続の実現への課題となっている可能性があるのではないかと。この点を踏まえ、NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の一層のオープン化を図ることが必要ではないかと。多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い、創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所相互接続点が設置されることが望ましいが、これまで接続事業者からの要望はなく、中継局接続機能に係る相互接続点は商用サービス開始時から4カ所で増設されていない。以上の点や、他事業者から要望が寄せられた場合、実現の可否について検討していくとの考えが示されていることを踏まえ、中継局接続機能に係る標準的な接続箇所を予め増設することが必要ではないかと。その際には、多種多様な事業者とNGNとのIP網同士における接続を確保する観点から、IGS接続に係るPOIとの関係やコストに留意することが適切ではないかとしております。

続きまして、通信プラットフォーム機能のオープン化についての主な意見でございますが、接続事業者からは、NGNにおける認証・帯域制御等の通信プラットフォーム機能について、十分に活用できる環境が整っていない。また、NGNの通信プラットフォームレイヤを開放することで、複数の通信事業者、複数のプラットフォーム事業者が競争し、多種多様なサービスが出現する環境を整備すべきとの意見が示されております。他方、NTT東西からは、コンテンツ・アプリケーション事業者からの具体的な要望に

基づき、NGNのSNIを通じて、認証機能や課金機能、映像配信機能を実現する事業者向けサービスを提供している。ただし、通信サービスとは別に独立したプラットフォーム機能は具備していない。通信プラットフォーム機能については、現在他事業者から具体的な接続要望はないが、具体的な要望があった場合には、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくとの考え方が示されております。

この点についての考え方でございますが、NGNのSNIにおけるNGN通信プラットフォーム機能のオープン化に関しては、電気通信事業者同士の接続と異なり、何らかの義務化の対象にはなっていないものの、昨年の放送法等の一部の改正に伴いまして、電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とされております。通信プラットフォーム機能、とりわけSNIにおけるオープン化の進め方については、事業者間で見解が異なっている。以上を踏まえますと、多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点からは、発展性の視点を重視し、NGNにおけるSNIに係る通信プラットフォーム機能の一定のオープン化の検討を進めることが適当ではないかとしております。

続きまして、(4) NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方でございます。考え方。NGNの構築・普及期には、具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能をアンバンドルする一方、その時点で具体的提供形態が明確でなかったNGN固有の機能については、サービス開始段階ではアンバンドルの必要性はないと判断した経緯がある。しかし、NGNは「発展期」に移行しているが、新たな機能のアンバンドルは行われていない。現在の3つの考え方ということで、これは資料34にもございますが、「具体的要望」「技術的可能性」「過度な経済的負担がないことに留意」という3つの考え方に照らしてアンバンドルするとの判断に至らなかった事例が複数存在している。とりわけ、「具体的な要望があること」については、その内容が曖昧であり、現状のままではNGNにおける競争が進まないとの指摘もある。また、「技術的に可能であること」については、現時点のNGNではその実現が技術的に可能ではないと考えられる機能であっても、今後のNGNにおける設備更改のタイミングで実現することが可能であれば、要件を満たすと考えることも可能ではないかとの指摘もある。こうした状況に加え、NGNの特性等も踏まえると、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、3つの考え方について、NGNの段階的発

展に対応した適切な整理を図ることが必要ではないかとしております。

続きまして、ハブ機能の在り方でございます。主な意見ですが、接続事業者からは、「NTT東西がPSTNにおいて提供しているハブ機能の重要性（ネットワークの効率的利用）を踏まえ、NGNにおいても様々な事業者との間接接続を可能とする仕組みを確保すべき」との意見が示されている一方、その他の接続事業者からは、「NTT東西がハブ機能を担うことによる公正競争への影響には慎重な検討が必要である」との意見も示されております。NTT東西からは、「まずは現在実現していないIP網同士の直接接続を実現するための課題解決が先決であり、ハブ機能をどのように実現するか等について、今後関係事業者間でよく話し合っただ検討を進める」旨の考え方が示されております。

この点についての考え方について、必要性・担い手等と課題の解決についてそれぞれ整理しておりますけれども、まず、(ア) 必要性・担い手等。現在、NTT東西以外の事業者同士が接続を行う場合であっても、NTT東西のPSTNを利用した間接接続が実現していることにより、協定の締結に当たり、主に接続料に関する協議のみを行えばよい状況となっている。仮に、IP網に移行した際に、NTT東西がハブ機能を持たない場合、接続事業者は、各事業者間での接続協定の締結に当たり、接続料のみならず、相互接続点及び各POIにおける技術基準等についても複数の事業者との間で協議・調整を行う必要が生じることとなる。このような点を踏まえつつ、ハブ機能が提供されない場合に必要となることが想定されるコストや過大な設備投資負担による中小規模の事業者に対する財務面への影響に鑑みれば、IP網におけるハブ機能の必要性自体は肯定されるものと考えられるのではないかと。他方、IP網においてハブ機能を実現する場合、事業者間協議の場も活用し、具体的な実現方法等についても早期に検討に着手することが適当ではないかと。

また、課題の解決につきましては、現在、接続事業者は、NTT東西のPSTNが提供するIGS接続機能を利用することにより、他事業者との接続を行っている。この場合、当該接続事業者は自らの伝送路をNTT東西が提供する最寄りのIGS装置まで用意することとなる。他方、NGNが提供する中継局接続機能は、地域系事業者は自らの伝送路を遠隔地まで用意するなどの追加的負担が必要となるとの懸念が示されております。こうした状況を踏まえ、継続性・予見性の視座を重視しつつ、IP網における「ハブ機能」の実現に向け、具体的な実現方法、多数事業者間接続における事業者間精算の

仕組み等について、事業者間協議の場等も活用し、早期に検討に着手することが適当ではないかとしております。

緊急通報の扱い、受理機関との接続についてでございますが、主な意見としまして、接続事業者からは、「緊急通報受理機関の設備にも影響が予想されるため、NTT東西はできる限り早期に構想を明らかにすべき」、「技術的検討については、事業者間の整理だけでなく、緊急通報受理機関の将来的な動向等も踏まえ、総務省も政策的課題として扱うべき」との意見が示されております。NTT東西からは、「現在ISDNを利用している緊急通報受付回線については、ひかり電話を利用することにより基本的には代替可能だが、警察・消防等の受付台のインターフェースの光対応が必要となるため、今後、設備の更改時期に合わせて対応機器を導入するよう説明する予定。また、現行のひかり電話は保留、呼び返し機能に対応していないため、今後、警察・消防等からの要望を踏まえて検討する」との考え方が示されております。

この点についての考え方でございますが、緊急通報は「位置特定」、「回線留保」、「かけ直し」等の機能により実現しておりますが、0AB-JIP電話においては同様の機能を実現できない場合があるといったことも踏まえ、0AB-JIP電話等から緊急通報を行う場合、「自動呼び返し機能」などの代替機能により擬似的に実現するなど必要な技術的条件が整理されております。また、2005年の情報通信審議会答申において、NTT東西のPSTNからIP網に置き換わる場合、事業者が提供するケースと緊急通報受理機関が自ら構築するケースが想定されております。以上を踏まえ、IP網への移行に対応した緊急通報の在り方（必要性、担い手等）については、継続性・予見性の視座を重視し、移行の進展に応じ、関係事業者、自治体、緊急通報受理機関のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当ではないかとしております。

4 コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱いについての意見でございますが、まずNTT東西からは、「片方向の番号ポータビリティ機能のみでは、利用者利便を損なうことから、できる限り早期に、相互の番号ポータビリティを実現すべき」との意見が示されております。一方、競争事業者からは、「将来的には事業者間相互の番号ポータビリティを実現すべきではあるが、公正競争の環境が整った段階から導入を検討すべき」との意見がございます。また、これまでPSTNにおいて、NTT東西の加入者が引越し等の際に、競争事業者に番号ポータビリティを行う場合、現在の居住地域等において利用する番号を持ち運ぶことが可能な地域を収容局内としてきた運

用を見直し、競争事業者の加入者が移転可能な同一番号区画単位にまで広げるべきといった、ロケーションポータビリティの拡大についても意見がございました。

考え方でございますが、まず双方向の番号ポータビリティにつきまして、PSTNからIP網への移行に当たって、NTT東西のOAB-JIP電話の契約者数のシェアが70%弱を占める状況に照らしても、可能な限り早期に、OAB-JIP電話においてNTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められるのではないかと。また、利用者利便の観点からは、PSTNからIP網への移行に当たり、OAB-JIP電話市場における競争環境の進展を踏まえつつ、事業者間のIP網の直接接続の実現とともに、競争事業者間相互の番号ポータビリティの実現が求められるのではないかと。ロケーションポータビリティについてでございますが、この点につきましては、可能な限り早期に、NTT東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の収容局単位の運用から、例えば番号区画単位まで広げるなど、ロケーションポータビリティの拡大が求められるのではないかとしております。

37ページ、38ページは、先ほどご紹介したところでございまして、39ページに飛ばさせていただきます。第4章 本検討のフォローアップでございます。本とりまとめは、現時点で得られる知見等に基づき、利用者対応や事業者対応の観点から最低限必要と考えられる対応について、2011年末の時点で一定の整理を行うものである。今後、各種施策が講じられるとともに、NTT東西による移行対策の精緻化や関係者間の協議が本格化していくことが想定される。実際の移行については、今後、具現化が図られていくこととなるため、本審議会として、一定の機関において、必要なフォローアップを行っていくことが求められるのではないかと。2012年以降も、電話網移行円滑化委員会を引き続き設置した上で、適切なタイミングに、委員会として一定のデータを整理し、関係者から状況を聴取する等、今後の環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要ではないかとしております。

以上、骨子（案）についてご紹介申し上げました。この点につきまして、本日ご欠席の石井委員からコメントが別途寄せられておりますので、石井委員の御意見や本日の検討を踏まえまして、今後、報告書（案）の検討を進めてまいりたいと思います。

事務局からは以上です。

○東海主査　　ありがとうございました。

下線の部分をお読みいただくという形をとらせていただきましたけれども、下線の部分、全体にわたって半分以上であるかと思っております。今日は骨子（案）の検討ということで、しっかりと内容を踏まえて理解いただいて、議論をしていただくということを目指しておりますので、そのような形で少し時間をとらせていただいたところがございます。

まとめ方は、電気通信事業の幾つかの委員会等々のまとめ方と大体同じ、事業者あるいは利用者からの意見を整理すること、そして、それを受けて考え方をまとめること。したがって、我々が議論した意見、若しくは今日議論をしていただくところの意見というのは、この考え方の中で整理されるということでございます。このように整理をしていただいておりますので、後ほどのご議論も、それを踏まえてご発言をいただければありがたいと思います。

なお、考え方には、前回に委員のどなたかより御指摘があったかと思いますが、現状では疑問形「ではないか」という形のものがかかなり多くございますけれども、今日の議論の結果によっては、報告書の段階では、「そのような方向が適切である」といった表現の仕方に改まる部分がかかなりあるものと思っております。ただし、逆に、本委員会でも、そういった方向性を少し緩やかに考えて整理したほうが望ましいと思ったものにつきましては、「ではないか」といったような疑問形で整理していただくという可能性もあるかと思っております。

まず、私の方から2点だけ、わかりやすいことをお聞きしておきたいと思いますが、1つは、この委員会は、実はもう一つの競争政策を議論する委員会と二頭立てというのでしょうか、諮問内容を同趣旨でいただいて動いてきた訳でございます。ただし、この委員会で競争政策委員会の内容を詳細に承ったということは全くなかった訳でございますが、この本文中に競争政策の――28ページからでございますでしょうか、整理がされる予定というようなことでございますが、この部分は、競争政策委員会で議論される部分のうち、この委員会に関わりを持つであろうと思うものを抜粋されたものなののでしょうか。あるいは、全体に関わってこの部分に掲載する、こういう意味でしょうか。

○大内事業政策課長補佐　　まず競争政策委員会との関係でございますけれども、明日委員会が開催されまして、そこで骨子（案）の議論が行われる予定でございますので、そこでご議論いただいた内容につきましては、次回、報告書（案）の議論をしていただく際に、事務局からもご紹介させていただきたいと思っております。

ここでの記述の意味としましては、NGNにおける全般的な競争環境の整備についての議論は主に競争政策委員会で行われておりますけれども、移行の円滑化といった観点から関係すると思われる論点について、主にこの電話網移行円滑化委員会の報告書として記述をさせていただいているというものでございますので、双方の内容は相矛盾するということはありませんが、多少論点の視点ですとか、もしくは強調されている部分といったものは異なってくる部分も生じているのではないかと考えております。

○東海主査　わかりました。基本的には、私どもの移行円滑化という視点から、こういった観点についても報告書の中に盛り込んだ方が適切であるという部分を、少し要約して記載していただくのであらうと思っております。これについては、また次回、報告書のところでも確認をさせていただきたいと思っております。

それから、もう1点は、そういった趣旨もありまして、この委員会の報告書の序などのようなものはお付けになる予定でしょうか。

○大内事業政策課長補佐　今回は主に考え方についてのご議論をしていただくという観点から、意見と考え方のみお付けしておりますけれども、報告書（案）をお諮りするに当たりましては、例えば、「はじめに」といったような前提となる情報ですとか、また、それぞれの論点に関する現状についての記述も加えさせていただいて、全体としてはボリュームを増す形でお示しすることを考えておりますので、その際にまたご議論いただければと考えております。

○東海主査　いえ、ページを増やせということではなく、諮問の趣旨が一本である訳ですから、その意味をしっかりと前にお書きいただきたいということと、もう一方において、競争政策でそちらの面についての議論をさせていただいているということとの関係を明確にしておいていただきたいということでございます。その確認をさせていただきました。

それでは、早速、北委員もお見えでいらっしゃいますので、この骨子（案）は次回の報告書（案）の土台になるものでございますから、お読みいただいて、いろいろとお感じになること、忌憚のないところをご指摘いただきたいと思っております。本質的な問題をご指摘いただくことも結構かと思っておりますし、また、何か過不足的な指摘、これは足りない、あるいはこれは要らないといったようなこともあらうかと思っておりますし、書きぶり、形式的な面についてのご指摘もあらうかと思っております。委員会の時間は限られておりますので、可能な限り、この委員会の修了後、事務局との調整で簡単にご

修正いただけるようなことは少し後回しにさせていただいて、時間の関係を見計らってご発言いただければと思っています。むしろ本質的な問題点についての課題について、少し前向きに忌憚のないところでご意見を頂戴できればと思っています。それでは、どうぞ、ご自由にご発言いただきたいと思います。

○相田委員　よろしいでしょうか。

○東海主査　お願いいたします。

○相田委員　3点ございます。まず1点目は、先ほどおっしゃった「はじめに」の辺りとの関係にもなるかとは思いますが、やはり全体を通じて、「IP網」という言葉と「NGN」という言葉の関係があまり整理できていないかなと思います。例えば、タイトルを見ても、第3章の2では「NGNにおける競争環境の整備」とされており、本文テキストを見てもNGNという言葉が並んでいるのですが、第3章の3、4辺りでは、IP網という言葉が使われています。それで、3ページの出だしのところで、「PSTNの移行先の1つとされるNGN」という言い方がされているのですが、これは何のことだかよくわかりません。

おそらく皆さんのコンセンサスとして、NTTさんがIP網への移行と言っているのは、基本的にNGNをベースとしたものなのであろうということだと思います。ただ、その一方で、後ろの方、先ほどの32ページの辺りにも少し書いてありますけれども、移行完了が2025年だとしたら、今から14年先であって、IP設備の耐用年数は7年から10年くらいの間でしょうから、NGNの設備もおそらく一回りか二回り入れ替えられている時期である訳です。既にIPv6接続、振り分け機能など、いろいろと事業者から対応を求められているものの、今の機器では対応できないということで、何らかの逃げの措置が行われている機能がNGNにあります。おそらく、PSTNからIP網へのマイグレーションが完了する頃には、NGNも今とは何がしか様変わりしているに違いないというようなことで、例えば、2025年のターゲットとなるIP網を、NTTのIP網ということでN-IP網などと仮に名前をつけて、それはNTTの現在のNGNをベースに改良や機器入替えを行ったもので、場合によっては部分的な設計思想に今のNGNとも違う部分があるかもしれない、そういう風に持っていくにはどのようにしたら良いかというようなことで、1つには用語の統一があると思います。それから、そもそもそのような考え方でいいかという、そのコンセンサスの部分になるかもしれないのですが、そこを整理しないと、この「PSTNの移行先の1つとされるNG

N」というのが全体のコンセンサスなのかということについて、やはり非常に気になるというのが1点です。

それから、15ページの局給電の辺りに一番関係する内容だとは思いますが、別途、ユニバーサルサービス政策委員会の方で公衆電話をどうするのかという話があって、公衆電話も、NTTのお話ですと、現状で課金機能等、ひかり電話で対応できていないものの1つということなので、資料を見ると、とにかくNTTさんとしても、公衆電話はIP網へ移行後も維持しますと言ってはおられるのですが、どこかに公衆電話も重要なファクターの1つであるということも挙げておいていただけると良いかなというのがあります。

それから、3点目。21ページのコロケーションスペースの話なのですが、今回の場合、マイグレーションに伴って新旧機器を両方置かなければいけない、それによって一時的に余分なスペースが必要になる可能性が高いということが大きな点だと思います。移行が済んだ後には機器もかたされるでしょうから、十分足りるのではないかとされる一方で、移行時期のみスペースが不足する可能性が少なからず懸念されるので、一般にうちの大学で計算機の入替え等をするときも、一時的に仮置きして、移行が済んだ後、最終的な置き場所に置き替えるということを行うので、ここで言っているようなDランク云々という恒久的なコロケーションスペースの話とは別に、そういう移行のための臨時措置を考える必要がおそらく出てくるのではないかなというので、これは場合によっては事業者さん、NTTさん等に確認する必要もあるかもしれないのですが、そういうファクターを入れていただいた方が良いのではないかなというのが私の主張です。

以上です。

○東海主査　今の3つの点、事務局の方、ご対応できるものから、どうぞお答えいただきたいと思います。

○大内事業政策課長補佐　この場では、可能な範囲でお答えさせていただきます。用語についてご指摘がございましたけれども、一応事務局としましては、電話網の移行一般について、あるいは、他事業者間、IP-IP接続などが典型ですけれど、ネットワーク全体について記述する際には、「IP網」という言葉を使わせていただいております。一方で、例えば、一種指定設備ですとか、今の接続ルールについて、特にNTTのネットワークについて記述する際には「NGN」という形で、一応書き分けをさせていただいたつもりではありましたが、もし多少読みにくさとか不統一感があるようであれば、

全体を見直す中で、またご意見をお伺いしながら、修正をする余地があるかどうか検討してまいりたいと思います。

○安東料金サービス課長補佐　　続きまして、局給電との関係で、公衆電話がユニバーサルサービス化されている、また見直しの議論がなされているという点で、記述を追加してはどうかというご指摘についてでございます。こちらはご指摘のとおり、別の諮問をさせていただいております、公衆電話のユニバーサルサービスとしての役割という点について議論を進めているところでございますので、ご趣旨を勘案しながら、どういうことが対応できるか少し検討させていただければと思います。

3点目のコロケーションにつきましては、22ページでございますが、場所が全くないという場合に関して、仮置きというような、そういう臨時的な対応があるのではないかとご指摘でございます。現在の骨子（案）でご提案させていただいている考え方としましては、22ページの注釈16でございますとおり、Dランク局舎というものが、2006年12月末で、NTT東日本3.9%、NTT西日本3.4%と。この数字が2006年度以降大きな変化がないということでございますので、まずDランク局舎というのはどういうところにあるのか、どれぐらい長く続いているのかというところを見ながら、それを確認した上で、NTT東西の取組も踏まえながら見直すべき点があるかという「たてつけ」とさせていただいております。この点につきまして、どういう取組をしていくかというところは、現状を把握しながら検討していくこととさせていただく中で、こういうお考えもおそらく1つのやり方としては存在すると思っておりますので、たてつけとしては、まず把握ないし、その先の取組ということを進めさせていただければと提案させていただきたいと思っております。

○東海主査　　下の方からいきますと、今のコロケーションの問題、先生のご指摘だと、一時的に両方が重なり合って存在する時期があり得るというご指摘ですよね。

○相田委員　　そうですね。おそらくそうだろうと思うので、そのときに、従来のような非常に立派な電源設備、立派な何かというようなものではない、いわゆる仮置きスペースみたいなのを何とか工夫するような余地はないでしょうか。これは、実際の量としては3.9%、3.4%で、そんなに大きくはないかもしれないのですけれども、もしかしたら、このDランクではないような場所でも、他事業者さんが一度に設備を持ってくると、全部は置ききれないというような可能性もあるかもしれないので、そういうものを含めて、本来の規格ではないようなコロケーションスペースを、スムーズな移行の間

に、いわゆる仮置きみたいなものを何とか考える余地はあるのではないのでしょうか。

○東海主査 経過的・臨時的措置があり得るということをおっしゃっているので、これは、私、現実にそういう状況になるのかどうかという認識があまりないものですから、短い時間で恐縮ですが、NTTの方に、そのような場合があつて、こういうこともあるということであれば、それはDランクとは少し違った形での何か記述を加えておいていただくというようなことで、その点については、次回検討させていただくことでどうでしょうか。

それから、公衆電話は、ご案内のとおり、ユニバーサルサービスの問題として、災害との関係の議論を今進めつつあつて、私の理解では、おおむね解釈に対する収れんが少し進められているのではないかというような気がいたしております。ですから、我々の報告書(案)づくりまでに、その辺りの姿が見えれば、これはぜひとも触れておきたいなということは私も同感でございますので、少し様子を見て、場合によっては、少しぼかさなければいけない、あちらの議論の整理を待ちたいというときには、そのような形で整理をすることにさせていただきます。

一番厄介というか、難しいというか、書き出しが、第1章の総論、ここのネットワークの在り方というところを特に持ってきて、考え方を整理しているというところが我々の議論の1つの取りかかりで、特に4ページの2段落目のところに、「IP網(現時点ではNGNを想定)」ということで、少なくともスタートから何年かわかりませんが、こういうことを移行の時期を考えるためには、NGNが前提となつて議論がなされるということを踏まえていくのだけでも、その先、先生のご指摘だと、必ずしもそれとイコールでない形での新しい発展形態が出てくることについて、書きぶりをどう整理するかという問題は、これはもう先生のご専門です。

○相田委員 基本はNGNだろうということなのに対して、3ページの下では、敢えて「PSTNの移行先の1つとされる」という、やや不思議な言葉が使われているということです。それから、逆に、いろんな意味において、今のNGNのままでは我々としても不満があるので、それを、まだこれから十何年あるというタイムスパンもある中에서도、後ろの方に出てきていますけれども、今のNGNでは技術的にできないと言われてきていることだつて、機種更新のときに、そういう機能を持った新しいものに入れ替えていくというようなこともあり得るだろうという辺りも含めて考えると、きちんと今要望が出ているようなことを、2025年までには新しい、NGNか何だかわからないです

けど、移行先のIP網ではきちんとできるようにすることもやっていかなければいけないという気持ちで少なくとも私はいるのですけれども、他の委員の方もそういうスタンスだと思ってよろしいでしょうかという、ある意味、そういう確認です。

○東海主査　それがおわかりなのは先生なので。

○長田委員　お返事のしようがないですね。

○東海主査　事務局はどうですか。NGNの先といたしましうか、移行期間でありながら、NGNの先という姿ということに対して、何か他の研究成果とか、その他のもので感じ取っておられるものがあれば、そういう向きを少し具体化してもいいのですが。

○大内事業政策課長補佐　少なくともこの委員会自体が、移行の円滑化を図るために、可能な限り現時点で得られる情報に基づいて整理を図るということをございますし、骨子（案）の中でも、3ページの下から、現状のNGNの一種指定設備としての位置づけですとか、NTTがNGNを念頭に置きながら、責任を持って移行を進めていくという、こうした現状を踏まえて、現時点ではNGNが基幹的な役割を果たすと考えられるという位置づけをさせていただいているということで、多少地に足の着いたような形で整理をさせていただいております。しかし、この先、ネットワークがどうなっていくのかという点について、確信を持ってここにお示しできるようなものがあるのかということ、そこはなかなか難しいと思っております。

○東海主査　なるほど、わかりました。それでは、少なくとも3ページの下から2行目の「1つとされる」という言い方はやめましょう。むしろ、現時点ではNGNを想定する訳ですから、そういうような書きぶりの方がいいのではないかと思います。それで、その点についても、関係の成果を少し見ておいていただくということと、相田委員にも少しご指導いただけてくださいませ。先生の3点は、そのぐらいでよろしいでしょうか。

○相田委員　はい。

○井手委員　よろしいですか。今の点、「PSTNの移行先の1つとされるNGN」という表現についてですけれども、私としては、NGNというのが多様なネットワークの1つにすぎないという風に。したがって、若干抵抗はあるのですけれども、PSTNと同じような公正競争の環境というのをNGNに求めるというときに、それなりに多様なネットワークの中でNGNがどういう位置づけなのかというのを、もう少しはっきりとしないと、PSTNと同じように、NGNにも同じ競争ルールを適用するというのは、他のネットワークをどういう風に考えるのかというところがあんまり説得的ではないの

で、その辺、削るという点についてはいろいろ議論があるかもしれませんが、NGN というのが多様なネットワークの中でどう位置づけられるかというのを、他のネットワークとの関連でもう少し書いていただきたいというのが要望としてあります。

○東海主査 はい。

○井手委員 それから、ついでにもう1点よろしいですか。

○東海主査 どうぞ。

○井手委員 7ページのところですけれども、NTT東西の概括的展望で、下から3行目、競争事業者からは、「二重コストの負担を回避する等の観点から」とあります。ここで初めて「二重コストの負担の回避」という言葉が出てきているのですが、これを読んだときに、二重コストの負担というのがどういう意味なのかというのはよくわかりません。それから、8ページにも、考え方のところで「二重投資に起因する過度のコスト負担」とか、それから、9ページの積極的移行というところに、「二重コストの転嫁等を回避することも重要である」と書いていますので、二重投資とは何を指しているのか、我々はここでずっと議論しているのでわかるのですけれども、これをパブリックコメント等にかけるときに、どのように理解したらいいか、もう少し説明が要るのではないのでしょうか。

結局のところ、読んだ点で、二重コスト負担を回避するという点から、ソフトバンクさんがもう少し早く前倒ししてやるべきだという議論がありましたし、それから、二重投資に起因するコストというのを接続事業者に転嫁するというのは問題だという議論もありましたし、それから、二重投資のコスト転嫁というのが問題だから、早く積極的に移行するように促すということが書かれているのですけれども、結局、どうしても移行しない場合には、だれが負担するかというと、だれかが負担しなければいけないんで、それが今までPSTNとNGNを両方やってきたNTTに二重投資のコストを負担させるというのは、これもまた競争上のルールからすると少しおかしいので、負担の公平性というのでしょうか、そういう観点からも、何らかの考え方というのを示すべきではないだろうかという印象で、以上です。

○東海主査 はい。どうぞ。

○大内事業政策課長補佐 内容についてはコメントを差し控えたいと思いますけど、言葉につきましては、確かに、突然「二重投資」ですとか「コスト負担」という言葉が出てくる点、唐突感が否めない点については、これはまさに報告書を作成する段階で、し

っかりと言葉の定義を——例えば、前に付す現状のようなものの中でご説明するといった形も含めて、工夫をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○東海主査　マイグレーションの問題に関しては、この委員会がスタートする以前から、何年かの間、やはりIP化に向けたスムーズな形ということで、このままいろいろな手当てをしなければ、当然のことながら、2つの体制を維持していかなければならないということに対して、どうしなければならないか、いわばそれが二重コストの発生という理解を我々はしながらここへ入ってきたということですが、そういったような過去の審議会答申、あるいは研究会報告等々の中で整理されて、こういう向きであるといったようなことについての解釈について、今、事務局からもお話ございましたように、何らかのコメントをしておいていただいた方がわかりやすいということで、次回までに工夫していただければと思っているところでございます。

それから、前段のことについては、NGNの問題かと思っておりますけれども、少なくとも最初の、先ほど申し上げましたように、3ページから4ページにかけて、今後のネットワークの在り方ということについての書きぶりが基本姿勢であるということについては、私はこの辺りのことでいいのかなという気がいたします。相田委員のような、それよりも先の展開というのは少し読めないところがありますので、それはまた後の宿題にしたいと思っております。

現行で、井手委員のような形のご意見があるとするれば、どういう書き方をすれば、そういったことに対してわかりやすくできるのかということについても、1つ、違った視点ではありますけれども、事務局で整理をしておいていただいて、次回に議論をするということを確認させていただくということではいかがでしょうか。

○井手委員　はい。

○東海主査　他にいかがでしょうか。

○北委員　はい。

○東海主査　どうぞ。

○北委員　現状見えている事象に基づいて、まずはまとめるということも、それはそれで大事なのですが、これは2015年、20年、25年という非常に長いスケジュールでの話ですし、ここで方向性を決めれば、途中で方向転換もあるかもしれないですが、それで何年かは走るということになるとすれば、やはりもう少し、例えば、7ページ目のところに、モバイル通信の普及がIP網に与える影響が少し書かれていますけ

れども、特に2段落目に、中期的に固定ブロードバンド回線へのオフロード等が検討されていると、何かのんびりしたことが書かれています。しかしながら、既にオフロードをしなければモバイルのネットワーク、特にモバイルの場合は無線アクセスの部分が逼迫しています。そこで、各事業者さんは今必死にW i - F i に対する設備投資を始めており、これが固定ブロードバンド、NGN及び光アクセス網にオフロードされ、携帯電話ユーザのスマートフォンやタブレットから発生する巨大な情報を、固定通信事業者のネットワークに押しつけるという形になりつつあります。それに対して、その利用料負担をどうするのかという話も、これからきっと本格的にやっていかなければいけないと思いますし、モバイルネットワークの中立性の問題もこれからしていかなければいけない。今回のテーマが、もともとの設定がP S T NからI P 網（≒NGN）へというところで設定されていますけれども、そういう10年、15年先の議論をしているうちに、モバイル通信のトラフィックの爆発の影響というものが、このI P 網への移行というところに与える影響が非常に大きくなってくると思います。ですから、パワーポイントの最初のページ、資料1の真ん中にNGNがありまして、その上に他社携帯と小さく書かれていますけれども、これは非常に大きいものですし、例えば、これがドコモであれば、ドコモさんは自社で携帯のI P 網、コア網を構築している訳ですよ。もっと言えば、NTTグループにおいては、NTT東西のNGNとNTTドコモのコアI P 網が別々にあるけれども、ここにKDDIとかソフトバンクという名前を入れると、彼らは基本的にはバックボーンを、固定も移動も含めて1つにそろえる方向にある訳ですね。

グローバルで見たときに、もともとのNGN、NGMNの発想というのは、固定も移動も、オールI P 時代になったらコア網を1つに統合することによって、劇的に運用コストを下げていくというものです。IMSの機能を使って、末端のデバイスは、固定だろうが、移動だろうが、セッションを統一的に管理したり、帯域をピア・トゥ・ピアで、エンド・トゥ・エンドで制御したりということをもともと目指していた訳ですし、それが日本の場合は、KDDIとソフトバンクではその方向に向かっているけれども、NTTグループでは別々になっている。この別々になっているということは、また、もしかしたら二重投資になっているのかもしれない、それはひいては国民の通信料負担増という形ではね返ってきているかもしれない。

何を言いたいかというと、今回の我々の議論は、あくまでも固定系のコア網をP S T NからI P 網へという話だと思うのですけれども、もう2、3年もすれば、モバイルの

コア網とNGNとの接続のところが非常に大きなテーマになってくるのではないかと思います。もう目の前に見えていることに関しては、やはりしっかり入れていかないと、せっかく作ったものがすぐに時代遅れのものになってしまう可能性がありますので、この「モバイル通信の普及がIP網への移行に与える影響」というところは、もう少し切迫感を持って、この場ではもうこれ以上議論できないと思いますけれども、他の場でも近々に議論しなければならないというような書きぶりをしていただきたいと思います。

○東海主査 事務局は何かご意見ございますか。

○大内事業政策課長補佐 書きぶりについては、またご相談をさせていただきたいと思えます。ご指摘を踏まえまして検討させていただきます。

○東海主査 先ほどの資料で見ていただいた1は、これは少し別な意図を持った図でございますので、こういう書き方をせざるを得ないということだろうと思っております。もちろん、携帯、モバイルの急速な進展と、それから、スマホも含めて、さらなる大きな展開というのは、そのあたりの認識を皆さんは十分前提としてお持ちの中で、今回の議論はしているということは北委員と同じだろうと思っております。

ただ、当初から、実はこの委員会、PSTNからIP網への移行ということの筋道、筋立ての中で、前にも私が申し上げたかもしれませんが、競争事業者やら、あるいは利用者と呼ばれる人たちが、NTTのいろいろな進めていることに対して、あるいは進めようとしていることに対して、十分にそれを認識し、そして、スムーズに、石ころがごろごろ転がった道でない道を進んでいただけるという移行の円滑化ということ、スムーズな形のをいろいろと整備してきたというところでございます。そういう意味で、モバイルの問題をどうしようかという話も前に一回したことがございますけど、モバイル問題というのは、どちらかという、そういった意味の理解の仕方よりも、むしろ新しい発展形態の中の大きな展開という中で整理されていくのではないかという理解をいたしまして、この程度の整理の仕方ということで書かせていただいたということかと理解しておりますけど、北委員のおっしゃれることもそのとおりかと思っておりますので、事務局にお答えいただきましたように、次回までもう少しこの書きぶりについてはご検討いただきたいと思いますということとしたいと思います。

○相田委員 よろしいですか。固定かモバイルかという話もありますし、あと、音声かデータかインターネットかという話もあって、固定についても、もう今やデータ系のトラフィックの方がずっと多い訳ですけれども、敢えてほとんど触れていないので。です

から、もちろん北委員のお気持ちはよくわかる一方で、固定とモバイル、それから、音声と——ある意味、もう固定の音声というのはかなり小さなポーションになっているということを踏まえて、固定からモバイルのデータトラフィックについてどうするかという話を何らかの形でやっていかなければいけないのはもちろんのことで、触れていただくべきだとは思いますが、やはり今回のこの話としてはメインとはならないのかなという。敢えて固定系についても、データトラフィックはほとんど何も触れていないですね。それはしょうがないのかなと思います。

○東海主査　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○長田委員　皆さんのお話を伺っていると、そうなのだなと思って、いろいろ課題があるとは思いましたが、基本的には、今回整理していただいた骨子（案）の「ではないか」と書いてあるところは取っていただいて、言い切りにしていただいていいのかなと思い、これは読ませていただきました。特に総論、最初のところと利用者のところについては、言っていただいていいのではないかなと思いました。

ただ、利用者対応のところの、12 ページの上の方の段落なのですが、「サービスがより良いものになるという面についても」「十分な理解を得ること」ができればと、確かにそれでそうなのですが、サービスが利用者にとって低廉な価格でより良いものにするべきだというのは、最初のところの視座には書いてあるんですけども、その後別にそれが出てきている訳ではなくて、より良いものになるだろうという、抽象的なものを周知していただいて移行してしまうといけないと思うので、具体的により良いサービスが低廉な料金で提供されるべきだということがきちんと書いてあってこそ、この周知が効果的になると思います。全体の思想としては、当然、そういう具体的により良いサービスが提供されるということが必要だというのは、もともとの基本的な考え方の中にあるのですが、でも、やはり利用者対応の最初にそれを入れておいていただいた上で、その周知の重要性という風に書いていただいた方がいいかなと思いました。どこかで読み落としているかもしれないので、もしそうだとしたら、それは訂正していただければと思います。

○東海主査　はい。

○長田委員　それから、先ほど井手先生がおっしゃった、最後のどうしても残ってしまうものをどう負担していくかという問題なのなのですが、前にも申し上げたと思いますが、基本的にはNTTがPSTNで提供していたサービスが、種々の理由によ

りNGNに移るということで、利用者にとっては、サービスの提供のツールが変わるということだけであって、そのサービスの提供を受けている契約をしているという状況は、利用者からすると、それはやはりNTTさんに負担していただくのが当然なのではないかと考えております。ですから、そこがいろんなネットワークが出てきていようがいますが、NTTとの契約の中でサービスを受けていたものについては、それはNTTさんが負担していただければいいのではないかと。しかし、ここに書いてあるように、より良いサービスや何かを求めて自発的に積極的に移行が進めば、それはそれで全然構わないし、どうしても残ってしまうものについては、極力それを減らすための努力をした上で、その負担については、きちんと議論するという事なのだろうと考えていることを、今一度申し上げておきたいと思っております。

○東海主査 前段の方は、ご指摘の点、よくわかりますので、どこか適切な場所で整理をしながら書かせていただくということで、事務局に考えていただきたいなと思っております。事務局、後段の方で何かご発言ございましょうか。

○井手委員 1つよろしいですか。

○東海主査 はい。

○井手委員 今、コスト負担の話がありましたが、これはコア網のNGNの話なので、これは、例えば、料金で利用者にコストを転嫁するというのはまた別な話で、接続事業者やNTT東西が、NGNもあり、PSTNもある中で、両方あることによってコストが増える、これをどのようにみんなで負担をするか。これは、例えば、接続事業者が、コスト増をそのまま効率化等でコストの増を吸収するという事もあるでしょうし、結果的に利用者に負担をさせるということもあるでしょうけど、必ず利用者の料金が上がると考えるのはあまり適切ではないのではないのでしょうか。逆に、NGNの方で、例えば安い料金を提示する。そうすると、PSTNを使っている人が速やかにNGNの方に移るかもしれない。だから、新しいサービスがどのように展開されるかとか、あるいは、その料金がNGNに移ったときにどういう料金になるかということ、きちんと情報を提供した上で、早く移ってもらいたいということが必要なのではないかと。ということで。

○長田委員 そこは同感でございますが、それでもやはり残ったものに関する、最終的な巻き取りと言われているような部分が発生したときの考え方について申し上げました。

○東海主査 具体的に今その姿というのがあんまり…。

○長田委員 いえ、考えを申し上げただけなので。

- 東海主査 他にいかがでしょうか。
- 相田委員 では、よろしいですか。最初に申し上げたことの繰り返しになってしまうのですけれども、結局、今NTTとしては、細かいものは除いたとして、PSTNと地域IP網とNGNをお持ちで、それをNTT東西としてはNGNに統合しようとしているという動きを、特に我々は否定しようとはしないという意味で、やはり行き着く先はNGNをベースとしたものになるだろうと、皆さん納得していると思います。しかし、現状で、PSTNにはできて、NGNにはできないことがいろいろあるし、それから、値段で比べてみても、パー・ミニッツという意味での通話料はNGNの方が安いかもしれないけれども、基本料金は今のNGNは完全に光アクセスとセットになっていて、それだけで5,000円近くかかりますから、基本料金は高いというようなことについて、途中でいろいろと書いてありますけれども、そういう光アクセスの低コスト化とか何とか、ある意味で、要するに、今のPSTNとNGNのいいとこ取りというのでしょうか、できるだけNGNになってフリーにする点を抑制するようにして、ちゃんとみんな移行する人のコンセンサスができるだけ得られるようにやっていきたいと思います。結局、そういうことなのではないかと思います。今長田委員おっしゃったことが、それにちょうど当てはまるのかどうかわかりませんが、やはりそういう基本的な考え方をきちんと確認して、先ほどの「はじめに」のところ何か書くということを含めて、移行に当たっては、そういう考え方でやってくださいということを、この会として強く出していくといいかなと思います。
- 東海主査 はい。「はじめに」か、あるいは報告書の最初、今後のネットワークの在り方というようなところ辺りでの書きぶり非常に大きな関係があるのではないかなという気がいたします。少し事務局で検討していただいて、わかりやすい形にしていいただければと思っております。他にいかがでございましょうか。
- 長田委員 さっきの公衆電話のところなのですが、確かにユニバーサルサービス政策委員会で今議論が始まっている訳なのですが、基本的にまだその議論は、メタルにおける公衆電話の提供というところでの対応なのかなと思いますけれども、こちらの側の委員会としては、やはり移行したときの公衆電話の在り様について、きちんと……。他のものについては、利用者というか、具体的に折衝相手がいるというか、なんですけれども、公衆電話は、利用者のイメージは我々一人一人であり、ばらばらだとは思いますが、どういふタイプで公衆電話が移行していくべきかということについては、

多分これからきちんと議論をしていかなければいけないのであろうと思いますので、この円滑な移行のところにおける視点としては、しっかりと書いておいていただいた方がいいだろうと思っています。

- 東海主査　それが非常に難しいものですから。
- 長田委員　難しいとは思いますが、だから、こうあるべきとは書けないにしても、何というか……。
- 相田委員　いわゆる注視すべき事項としてでしょうか。
- 長田委員　そうです。注視すべき事項として、とにかく1つ書いておいていただく必要はあると思います。
- 東海主査　それは、先ほど宿題としてお願いをしたところでございます。
- 東海主査　次回に確認いただければありがたいと思います。他にいかがでしょうか。
- 井手委員　骨子（案）の18ページからの部分です。これはPSTNにおける競争環境の維持ということなのですが、参考資料22は、NGNに移行するか移行しないと関係なく発生する中でなるべく接続事業者のコストを安くしたいというところから出てきた要望だと理解して、これはNGNの移行という点とは少し問題が違うのかなという感じがします。

ここに書いていますけれども、要するに、自分でメータをつけている事業者もいる訳で、メータをつけたくないものの、何とか安くする方法はないかというところから出てきた案だろうと思います。実際はわかりませんが、私も電力等をやっている関係ですと、最大電力量で契約をすると必ず高くなるということなのかどうか、よくわかりません。最大消費電力量で契約をして、実際の使用電力量により計算する場合と比べて安い場合も出てくるのではないだろうかという、その点が疑問なので確認していただきたいと思います。

それから、もう1点、資料の23番で、コロケーションの設備。これは、ケース②のところ、前回は申しましたが、二重払いということ、二重の負担になるということで、これが新しくNGN等に移る場合に、コストの負担になるというので、このケース②が問題になるのではないだろうかと思っています。そういう意味では、これも事業者間できちんと調整すればいい話なのですが、ケース①のような話は、テナントが出ていくまでに6カ月間要するので、6カ月分払えというのは、商慣行とすると別に問題はないのかなと思います。問題は、先ほど言ったように、ケース②というのがN

GNの移行を促進していくためには、やっぱり解決しなければいけない問題ではないの
だろうか。その意味で、書きぶりも、ケース②というものを想定して書いていくという
のが必要なのではないだろうかという。以上です。

○東海主査 事務局、いかがでしょうか。

○安東料金サービス課長補佐 まず、最大電力で契約した場合に、実際の支払いは利用
に見合ったものとなるケースがあり得るかという点ですけれども、メータをつけた場合
については、実測の値がわかりますが、つけていない事業者において、最大電力量で契
約を行った場合に、その設備がどれだけの電力を実際消費したかということは、把握す
る術がありませんので、メータをつけていない場合の支払いは、最大電力量をベースと
するということになります。

ケース①に関しまして、移行との関係で、関係性が薄いのではないかとご指摘で
ございますが、類似の議論で、ケース②が典型例であることはご指摘のとおりでござい
まして、移行をとらえた際、光用のコロケーション設備も入れようという場合も、既存
の設備との関係における負担ということは、これまでもご議論いただいているところと
認識しております。ケース①に関しましては、移行の段階で、もともとの提案の中にあ
りますのは、設備そのもの、例えば、10個のスロットのある設備があつて、それをユ
ーザの需要の減に伴って、もう5つしか使っていませんが、全撤去までは至りませんと
いうときに、どう支払い関係を整理していくか、コスト負担をどう見ていくかという
ところに端を発しているということがございますので、いずれ撤去することがあり得ると
いう設備においても、途中の実際に全部撤去するまで至らない段階でどう対応してい
けばいいかということがケース①の問題点と認識してございます。②が典型例という
ことであることは、ご指摘のとおりですけれども、①もその前段に至る状態として、移行
の影響を受けた事業者のコストの負担をどう考えるかということかと認識はしてありま
す。

○東海主査 後段の方の井手委員のご指摘については、少し書きぶりをご調整いただく
可能性はございますか。

○安東料金サービス課長補佐 おそらく全体として移行の影響を受けているという意味
では、濃淡はあれども、おそらく受けているということかと思いますが、ご発言の一番
サブスタンスに関係する分は、ケース②が一番典型例ではないかということかと理解を
しますので、その点、書きぶりは少しご相談をさせていただければと思います。

○東海主査　　そうですね。そうしていただければと思っております。それから、ご注意いただきたいのは、参考資料は、実はある特定の用語やら現状とか、いろんなものを、あるいは、この文章の先の方のことやらとか、様々なものが混在してしまっていて、最初のご指摘というのは、現行の部分のところのご説明になっておりますので、そういう見方ができるかと思っております。

他にいかがでしょうか。

○相田委員　　それでは、今の点で確認ですけれども。ただ、本文中で【資料 12】とか書いてあるということは、これは何らかの形で報告書でも書かれるということになる訳ですよ。

○大内事業政策課長補佐　　基本的には、報告書にも同様の参考資料を添付する予定でございます。

○相田委員　　はい。それで、また用語のことなのですが、結構、図の中で使われている言葉遣いと本文の言葉遣いが違っている部分も見受けられるので、なかなか短期間には大変だと思いますけれども、そこら辺もご確認いただければと思います。

○東海主査　　先ほど冒頭に申し上げましたように、報告書の本文が、主な意見という、事業者の方々からいただいた意見、それを説明するための資料もあれば、それから、考え方という、ここで議論をして整理をした考え方の整理の中にかかわるものの資料もあるということで、少し色合いが違っており、混在しておりますので、その辺りをご注意いただければと思っております。また、今のご指摘、できる限り整理をしていただければありがたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○北委員　　すみません、些細なことですけど。見出し、例えば、18ページのPSTNにおける競争環境の維持で、1番はコア網の移行に対応したコロケーションルールの在り方となっている一方、2番はマイラインの現状となっておりますので、これはマイラインの在り方という風に。

○東海主査　　そうですね。

○北委員　　3番も、メタル回線コストの検証の在り方のように。

○東海主査　　あるいは、検証と在り方。

○北委員　　些細な指摘ですが。

○東海主査　　現状と在り方とかね。

○北委員　　ええ。

○東海主査　　一応、委員が考え方を整理したのですからね。そういう用語の整理も少ししていただければと思います。

　　他はよろしゅうございましょうか。大変貴重なご意見を頂戴いたしまして、かなり宿題が多く出た訳でございます。先ほどご紹介あったように、今日ご欠席の石井委員からも、メモでご意見をちょうだいいたしております。今日の委員会終了後、あまり長い時間ではございませんけれども、委員の方からいろいろなご注文がございましたら、ぜひ事務局にお寄せいただきたいと思っております。私も、好みの書き方とか、好みの用語とか文章とかというのは幾つか見られますので、それについては、直接事務局の方にお知らせしたいと思っております。

　　今回は、既にご案内のとおり、この骨子（案）をベースにいたしまして、審議会へご報告申し上げる報告書の案というものを作成するという手順に進んでまいりたいと思っております。事務局から日程をご紹介いただきたいと思っております。

○大内事業政策課長補佐　　次回でございませけれども、10月25日火曜日午前10時から、この場所、8階第1特別会議室にて開催いたします。よろしく申し上げます。

○東海主査　　ありがとうございました。これで第6回会合を終了させていただきます。

《以上》